

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1235号)

平成25年11月14日

横情審答申第1235号

平成25年11月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

平成24年9月5日泉保護第795号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人に関する生活保護の一切の記録、特定個人の印影のある書類」  
の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に関する生活保護の一切の記録、特定個人の印影のある書類」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人に関する生活保護の一切の記録、特定個人の印影のある書類」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）では、条例第20条第1項の本人開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報やその他の情報は、本人開示請求の対象とはならないとされている。本件個人情報は、死者の個人情報である。死者の個人情報については、手引第20条の運用欄においても「死者の個人情報については、原則として本人開示請求の対象とならず、死者の個人情報の本人開示請求を他者が行うことは認められない。」と明記されている。
- (2) 手引第20条の運用欄において、例外規定も定められているが、「あくまで例外であることに留意して取り扱う必要がある」と明記されている。
- (3) 例外規定の一つとして、手引第20条の運用欄に「本人開示請求者（以下「請求者」という。）が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」が記されており、申立人は、本件個人情報は当該情報に該当すると主張している。しかし、本件個人情報は、生活保護事務の執行に関する専門的・客観的な事実の情報であって、当該情報には該当しない。

(4) また、別の例外規定として同じく手引の運用欄に「社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」が記されており、申立人は、本件個人情報は当該情報に該当すると主張している。しかし、これは死亡した時点において未成年であった自分の子どもに関する情報を想定しているものであり、申立人はこれに当たらない。

さらに今回の場合、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の規定により施設入所措置を実施し、申立人から母を保護分離した経過があったことを考えると、社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるとも言えない。

(5) なお、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第935号では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合の例示は、本人開示請求制度の例外として認められるものであって、本人開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものとしている。本件請求に当たって、申立人からそのような資料の提出はなかった。

(6) 以上の理由により、他者が本人開示請求を行えないという原則を覆すほどの例外が認められないため、申立人には本人開示請求権がないとして、非開示が妥当と判断した。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。

(2) 本件個人情報は、手引第20条の運用欄にある「死者の個人情報が請求者自身の情報でもありと考えられる情報」であり「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」に該当する。

ア 申立人は、母が受給させられていた生活保護費の残額の2分の1を法定相続人として相続した。申立人が開示を求めているのは、申立人が相続した金銭についてであり、「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」に該当し、本件個人情報は同時に申立人の個人情報でもある。実施機関は本件個人情報を非開示とする理由はなく条例の適用を誤っている。

イ 申立人が開示請求をしているのは、母が生活保護費を受給させられている間に、生活保護費から購入された印鑑を使用した書類に関する個人情報である。区が母の印鑑を生活保護費から購入させたことで、申立人の相続した金銭はその分少なくなかったことについて、申立人は、区から母の印鑑が必要であるため渡して欲しいとの要求があれば対応したはずであり生活保護費から新たに購入させる必要はなかった。印鑑の使用に関する個人情報は「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」に該当するため、区は、なぜ印鑑を購入したのか、何の書類に印鑑を使用したのかをすべて、申立人に開示すべきである。

(3) 本件個人情報は、手引第20条の運用欄にある「社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」である。

ア 手引第20条の運用欄で「死亡した時点において未成年であった自分の子どもに関する情報」とあるのは、あくまでも例示の一つとしてあげられているだけであり、これだけに限定されるとは、条例中どこにも明記されていない。

イ 母は資力があり、生活困窮者ではなかったにもかかわらず、生活保護費を受給させられていた。そのため、申立人は当然支給されるはずであった、葬祭費の支給を受けることができず、5万円もの余分な出費を強いられたのであるから、母が生活保護費を受給させられていた事実と、申立人が葬祭費の支給を受けることができなかった事実は、切っても切り離せない一体となった事柄である。

申立人はなぜ自分が葬祭費を受けられなかったのか知りたい。そのためには、区がなぜ、資力のある母に生活保護費を受給させたのかを知らなければならない。手引の「死者の個人情報ではあっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合及び社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある場合には、請求者本人の個人情報として本人開示請求を認めるものとする。」との記載からも本件請求を認めて欲しい。

申立人は、母が人生の最期の数箇月、区の行政により、生活保護費の受給者になってしまったことを考えると大変悔しく胸がつぶれる思いである。区は母の何をもって「生活困窮者」と判断し、生活保護費を受給させることを決定したのか申立人が納得できるように、申立人に全て開示する義務がある。

ウ 区は、母に生活保護費を受給させている事実を申立人に伏せ、母の金銭管理を行っていた申立人に日常生活に要する費用を要求したことから「社会通念上、請求者の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報」に該当す

る。申立人に金銭を要求し続けていた理由を解明するためには、本件個人情報を開示してもらわないと謎を解くことができない。つまり、母が生活保護費を受給させられていた事実と区が申立人に金銭を要求し続けていた事実は切っても切り離せない一体となった事柄である。

エ 申立人と母が分離されたことは事実であるが、申立人が母に重傷を負わせたことと決めつけられたことについては事実無根である。それに係る行政措置の是非については、審査請求を行っていたこと、司法に委ねられるはずだったことを考え合わせると、分離の事実をもって非開示理由の説明とすることは全く適切ではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。このため、要保護者の氏名、生年月日及び住所を始め、世帯の状況、親族の状況、生活歴、疾病・障害の状況、収入・資産の状況等を面接・調査により把握し、これらの情報を保有するとともに、保護の実施の経過を記録している。福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。

### (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人の亡母（以下「本件対象者」という。）に係る生活保護に関する情報であって、生活保護法による保護申請書、保護の要否に関する調査書類、保護の決定に関する書類、ケース記録票並びに医療及び介護保険に関する書類である。

### (3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、亡くなった本件対象者の個人情報について本件対象者の子である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に

関する個人情報と同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることのないように取り扱う必要があるとしている。

イ 申立人は、本件対象者が死亡した後に福祉保健センターから引き渡された本件対象者の生活保護費の残金（以下「本件引渡金」という。）のうち、2分の1を相続したことなどから、本件個人情報は、上記アに例示する「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」に該当するとして申立人の個人情報として本人開示請求の対象となると主張している。

ウ そこで、申立人の主張に係る本件の事実関係について当審査会が確認したところ、福祉保健センターは、本件対象者に支給した生活保護費のうち、本件対象者の死後、生前受診していた医療機関において要した費用の精算や保護廃止決定に基づく戻入を経てなお生じた「その他日常生活費」の残金である本件引渡金を申立人に引き渡したことが認められた。そして、この措置について福祉保健センターは、本件引渡金がその他日常生活費として本件対象者に給付した金銭であって一般の個人の所持金と異なることなく移転性を有するものと判断し、子である申立人に引き渡したとのことであった。当審査会は、本件の生活保護事務の執行に

において、本件引渡金が申立人の主張するような相続財産の対象となるかについて若干の疑念はあるものの、仮に本件引渡金が申立人の相続財産であるとしても、上記アのとおり、死者の個人情報について本人開示請求を認めるのはあくまでも例外的な取扱いであるから、それが認められるためには、単に請求者が死者の相続人であるという関係のみではなく、問題となっている死者の当該情報が同時に請求者自身における個々具体的な個人情報にも該当するものといえるかどうかについて、事案に応じて、その具体的関連性や性質を慎重に判断しなければならない。

エ そこで、当審査会が見分したところ、本件個人情報は、本件の生活保護の決定に向けてどのように内部で検討し対応したかを示す情報でしかなく、また申立人から提出された書類や主張からは、本件引渡金の帰属をめぐり、例えば他の相続人との間で争いがあるために本件個人情報の開示を求める必要があるというような特段の事情は認められない。したがって、本件個人情報は、上記アで述べた「請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」の例示に該当する情報であるとは認められない。

オ また、申立人は、上記イの相続に関する主張と併せて、福祉保健センターが本件対象者に生活保護費を受給させ、一方で申立人に対し本件対象者の日常生活に要する費用の一部負担を求めていたこと、さらに申立人が本件対象者に重傷を負わせた事実はないにもかかわらず申立人と本件対象者とを分離させたことが納得できず、その是非について実施機関に対し審査請求を行っていたなどの事実は、子である申立人にとって密接な関係がある事柄であるから、本件個人情報は、「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報」に該当すると主張している。

しかし、本件個人情報は、本件対象者の生活保護の開始及び廃止に係る決定手続に関する情報であり、それはもっぱら本件対象者にのみ帰属する個人情報というべきであって、申立人から提出された書類や主張からは、本件個人情報がそれ以上に「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほどの請求者と密接な関係がある情報」であることを納得させ得る具体的な事情は認められない。

したがって、本件個人情報は「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報」と認めることはできない。

カ 以上のことから、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対

象とはできない情報である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について、申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年9月20日 (第142回第三部会) 平成24年9月27日 (第214回第一部会) 平成24年10月1日 (第221回第二部会)	・諮問の報告
平成24年10月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年5月9日 (第228回第一部会)	・審議
平成25年5月23日 (第229回第一部会)	・審議
平成25年6月13日 (第230回第一部会)	・審議
平成25年6月27日 (第231回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年7月11日 (第232回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年7月25日 (第233回第一部会)	・審議
平成25年8月8日 (第234回第一部会)	・審議
平成25年9月12日 (第235回第一部会)	・審議
平成25年9月26日 (第236回第一部会)	・審議
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議